

令和5年第5回桶川市農業委員会総会 議事録

令和5年5月25日(木) 午後2時から

場所：桶川市役所3階 会議室303

【出席委員】 農業委員	1 秋山重樹、2 天沼省司、3 荒井昌和、4 荒岡克巳、5 岩崎真一、6 植野成美、7 加藤俊子、8 砂川富夫、9 原島貞夫、10 堀口洋人、11 渡邊富二
【欠席委員】	0人
【傍聴人】	0人
事務局長	<p>只今より、令和5年第5回桶川市農業委員会総会を行います。</p> <p>本日は、農業委員11名のうち11名の出席があり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の開会要件を満たしていることを報告いたします。</p> <p>それでは、次第の1「開会」を、岩崎委員にお願いします。</p>
岩崎委員	(開会宣言)
事務局長	<p>続きまして、次第の2「あいさつ」を、砂川会長よりお願いします。</p>
砂川会長	(あいさつ)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>総会会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。</p> <p>(会長が議長に就く)</p>
議長	<p>只今議長の座を仰せつかりましたので、進行させていただきます。</p> <p>それでは、次第の3「議事録署名委員の指名」でございます。</p> <p>7番の加藤委員と、9番の原島委員にお願いします。</p>
議長	<p>それでは、次第の4「議事」に入ります。</p> <p>第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今月の農地法第3条の許可申請は、1件です。</p> <p>農地法第3条の許可申請ですので、農地を農地のまま権利の設定や移転を行うものになります。</p> <p>農地法第3条の規定による許可を受けるには、次の4つの要件を全て満たすことが必要になります。</p>

	<p>1つ目が、全部効率要件です。 申請者が所有または借り受けている農地の全てを効率的に耕作している必要があります。</p> <p>2つ目が、農作業常時従事要件です。 申請者または世帯員が農作業に常時従事している必要があります、原則、年間で150日以上農作業に従事している必要があります。</p> <p>3つ目が、地域との調和要件です。 申請地周辺の農地利用に影響を与えないことが必要です。</p> <p>4つ目は、法人の場合に適用されるものですので、今月の案件には関係ございません。</p> <p>譲受人・譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。所有権の移転をする案件となっており、原因事項は、共有物の分割となっています。</p> <p>譲受人は、世帯で2,838㎡の農地を耕作しています。 事務局で確認したところ、その全ての農地を適正に管理しておりますので、全部効率要件も満たしていると考えております。</p> <p>譲受人は、年間で150日以上農作業に従事しているとのことですので、農作業常時従事要件は満たしております。 事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p>
秋山委員	<p>それでは、現地調査班長の秋山委員に、現地調査の結果と聞き取り調査の結果について報告をお願いします。</p> <p>それでは報告させていただきます。 5月18日に現地調査を行いました。申請地は適正に管理されており、特段問題がありませんでした。 次に5月18日に自宅へ訪問し、聞き取り調査を行いました。 申請者の世帯で150日以上農業に従事しており、所有農地については全て耕作されており、申請地も耕作することは十分可能であると思えます。申請地では、じゃがいも等の露地野菜を栽培するとのことでした。 聞き取り調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、第1号議案について何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。 第1号議案について、承認とのことよろしいですか。</p>

委員	異議なし。
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請の承認について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、説明させていただきます。</p> <p>譲受人・譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりでございます。</p> <p>こちらは使用貸借権を設定する案件で、転用目的は自己用住宅敷地です。</p> <p>申請地は、農用地区域外となっております。500m以内に2つの教育施設があり、前面道路にガス管、上水道管が埋設されていることから、農地区分は第3種農地と考えております。そのため、面積の必要性などの一般基準を満たしている場合は、原則許可することになっております。</p> <p>建築面積は113.34㎡で、排水計画は合併浄化槽設置の上、道路側溝へ放流する計画となっております。</p> <p>隣地農地との境界には、被害防除として擁壁を新設する計画です。</p> <p>また、申請地には、2台分の駐車スペースを設ける計画で、その内訳は、自己用が1台、来客用が1台となっております。転用面積と転用の必要性については、土地利用計画図と併せて、理由書をご覧くださいと思います。また、都市計画法に基づく、開発の許可要件を満たしていることについては、桶川市建築課に確認済みとなっております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の秋山委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
秋山委員	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>5月18日に現地調査を行いました。</p> <p>申請地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。</p> <p>現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第2号議案について何か質問等ありますか。</p>

議長	<p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>第2号議案について、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして、第3号議案「農用地利用集積計画（案）の決定について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第3号議案について説明させていただきます。</p> <p>基盤強化促進法に基づき、桶川市長より計画の決定を求められております。</p> <p>申請数は、解約のものが4筆、3,545㎡となっております。場所や借受人については、資料をご覧ください。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の秋山委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
秋山委員	<p>それでは報告させていただきます。5月18日に現地調査を行いました。申請地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。</p> <p>現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第3号議案についてですが、何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>第3号議案について、承認とのことでよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。</p> <p>続きまして次第の5「報告事項」に入ります。</p> <p>事務局からお願いします。</p>

事務局	<p>それでは、農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による届出の専決処分<sup>1</sup>の報告をいたしますので、農業委員会総会次第兼資料をご覧ください。</p> <p>農地法第4条の届出が3件となっており、転用目的は、すべて建物敷地となっており、農地法第5条の届出が6件となっており、転用目的は、住宅敷地が5件、診療所敷地が1件となっており、</p> <p>なお、令和5年5月12日までに行われた専決処分<sup>1</sup>となっており、事務局からの報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは次第6「その他事項」について、事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>農業委員会の日程についてお知らせいたします。</p> <p>次回の現地調査は、令和5年6月19日（月）の午前9時から、第1班が行いますので、市役所3階の会議室302にお集まりください。</p> <p>また、次回の農業委員会総会は、令和5年6月26日（月）の午後2時から、市役所3階の会議室305で行いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議長	<p>他に事務局や委員の皆様から何かございますか。</p>
議長	<p>無いようでしたら、これをもちまして私の職責は以上でございます。</p> <p>慎重審議ありがとうございました。</p> <p>事務局長にお返しします。</p>
事務局長	<p>会長ありがとうございました。</p> <p>それでは、岩崎委員に閉会をお願いいたします。</p>
岩崎委員	<p>(閉会宣言) 閉会時間 午後2時41分</p>